

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		介護保険要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）区分変更の取消し
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 30 条、第 31 条、第 33 条の 3、第 34 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1264）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市町村は、要介護（要支援）認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護（要支援）認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 要介護（要支援）者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、職権による要介護（要支援）状態区分の変更の認定に係る認定調査に応じないとき、又は診断命令に従わなかったとき。</p>
	設定等年月日	平成 12 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		